

(社) 日本建築家協会東北支部 賛助会員規則

1997年2月24日 会員委員会
1997年3月1日 役員会
1998年1月31日 役員会
2005年9月17日 役員会

第1条 (目的)

東北支部地域における建築関連各分野との交流・親善を通じて、技術・業務等の幅広い情報交換を行うことを目的とし、それらの活動を通じて、対社会への貢献を行うと共に、正会員・賛助会員双方の向上に寄与することを目的とする。

第2条 (入会目的)

当支部の目的・事業を支援、賛助する法人で正会員の推薦を受け、役員会の承認を受けなければならない。

第3条 (賛助会員の対象)

当支部が認める、総合請負施工を主としない建築生産関連の次に挙げる法人。

- (1) 建築生産関連材料・部品・機器などの製造会社及びその取付けなどの施工会社 (建築材料・内外装材料・建具・照明器具・給排水器具・換気設備などの分野)
- (2) 設備工事施工会社 (電気・空調・衛生などに関連する分野)
- (3) その他 (造園・音響設備・舞台設備・昇降設備・家具・コンピュータソフト開発・CAD関連・教育・出版等)

第4条 (入会申込方法)

当支部所定の申込書式に必要な事項を記入の上、当支部に提出する。

第5条 (入会金及び会費)

- (1) 入会金は1社5万円とする。
- (2) 年会費は1社5万円とする。
- (3) 会費については、原則として毎年度当初に支部からの請求書に基づき、納入するものとする。

第6条 (担当会員制について)

入会に際し、1社1名の担当会員を登録し、入会後の登録、交流等は担当会員を通じて行う。

第7条 (賛助会員の資格期間)

会員資格は当支部が会費を受領した月より発生し、資格の継続は毎年度の会費の納入をもって自動的に成立する。

第8条 (資格の喪失)

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である法人が消滅したとき
- (3) 会費の納入が会費の1年以上に相当する金額を超え、且つ督促に対して事由なく応じないとき

第9条 (退会)

会員が退会しようとするときは、当該年度までの会費を完納した上、退会届を支部長に提出する。

第10条 (賛助会員の特典)

- (1) 東北支部の名簿に賛助会員の名簿を掲載する。
- (2) 前記会員名簿を支部ホームページ上で公開する。
- (3) J I A発行の機関紙を1社につき1部無料配布する。
- (4) 上記機関紙等の広告に際し、優先掲載の優遇措置を行う。
- (5) J I A会員と賛助会員の交流の場として部会等への参加を随時設営する。また、賛助会員のPRパンフレット等の配布について便宜を計らう。
- (6) 新年会・総会等の行事への参加を通じて正会員との交流・親睦を図るほか、合同の事業等の企画に際して積極的な参加を願う。

第11条 (賛助会役員)

- (1) この会に次の役員を置く。
代表役員1名、副代表役員1名、役員4名
- (2) 役員任期は1期2年とする。ただし再任は妨げない。
- (3) 役員は原則として、毎年その半数を改選する。
- (4) 役員はJ I A東北支部NEWS等にて公募し、賛助会役員と執行部で選出する。